

岩美町公共下水道事業全体計画等検討業務  
業務委託仕様書

令和 7 年度  
岩美町建設水道課

## 〔１〕業務委託事項

1. 全体計画検討業務
2. 下水道法による事業計画検討業務
3. 都市計画法による下水道事業認可申請図書作成業務

## 〔２〕一般仕様書

### 第１章 総 則

#### 1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、岩美町において公共下水道事業を施行するに当り、特記仕様書に示す事項に係わる下水道法第４条に規定する事業計画及び都市計画法第６０条に規定する事業認可を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

#### 1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

#### 1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

#### 1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### 1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

#### 1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

#### 1.7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益に害することのないように努めなければならない。

#### 1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って岩美町の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ)着手届、(ロ)工程表、(ハ)管理技術者届、(ニ)職務分担表、(ホ)完了届、(ヘ)納品書、  
(ト)業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

#### 1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、総合技術監理部門技術士（下水道）、上下水道部門技術士（下水道）の資格を有するものとし、業務全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(3) 照査技術者は、総合技術監理部門技術士（下水道）、上下水道部門技術士（下水道）、または下水道法に規定された資格を有し、相当な技術経験を有するものとする。

#### 1.10 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

#### 1.11 成果品の審査

(1) 受託者は、業務完了時に岩美町の成果品審査を受けなければならない。

(2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

#### 1.12 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、岩美町の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

#### 1.13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

#### 1.14 参考資料の貸与

岩美町は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

#### 1.15 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

#### 1.16 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

#### 1.17 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、岩美町と受託者の協議によるものとする。

## 第2章 計画及び設計

### 2.1 一般的事項

受託者は、調査及び計画に当たり、地域社会の動向、全国総合開発計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、公害防止計画との整合性、総合的效果等について十分な検討を加えると同時に問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

また受託者は、設計に当たり、地域社会の動向、当該市域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的效果等について十分な検討を加えると同時に問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

## 2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後、施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

## 2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な踏査を行わなければならない。

## 2.4 計画及び設計

受託者は、岩美町より提供した資料、受託者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討し、関連図書を作成するものとする。

## 2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認ならびに作業内容の照査を行う。

# 第3章 参考図書

## 3.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- ① 下水道事業の手引き（財）全国建設研修センター
- ② 下水道計画の手引き（財）全国建設研修センター
- ③ 効率的な污水处理施設整備のため都道府県構想策定マニュアル（案）（日本下水道協会）
- ④ 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（日本下水道協会）
- ⑤ 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ⑥ 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ⑦ 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- ⑧ 下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて（日本下水道協会）
- ⑨ 下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（日本下水道協会）
- ⑩ 町村下水道着手マニュアル（日本下水道協会）
- ⑪ 下水道汚泥総合計画策定マニュアル（案）（日本下水道協会）
- ⑫ 高度処理施設設計マニュアル（日本下水道協会）
- ⑬ 下水道収支分析モデルの作成について（日本下水道協会）
- ⑭ 新都市計画の手続き（都市計画協会）
- ⑮ マンホール形式ポンプ場設計指針（案）（日本下水道協会）
- ⑯ 水理公式集（土木学会）

### 〔３〕特記仕様書

#### 1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は〔２〕「一般仕様書」の第１章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

#### 2. 全体計画検討業務

業務内容は下記の通りとする。

（１） 単独公共下水道

（２） 汚水計画のみ

（３） 面積 約 390 ha（区域は別添図のとおり）

大谷処理区 122.97 ha

・既計画区域：122.76 ha

・拡大区域：その他家屋等 0.21 ha

浦富処理区 267.32 ha、

・既計画区域：210.72 ha

・拡大区域：農業集落排水区域 25.00 ha

（※長谷白地区浄化センターを廃止し、浦富処理区に接続）

漁業集落排水区域 28.00 ha

（※東浄化センターを廃止し、浦富処理区に接続）

その他家屋等 3.60 ha

（４） 測量 なし

（イ）下水道全体計画説明書 A4 製本 10 部と電子データ

（ロ）下水道計画一般図（汚水）（縮尺 1/10,000） A4 製本 3 部と電子データ

（ハ）主要な管渠の区画割施設平面図（汚水）（縮尺 1/2,500） A4 製本 3 部と電子データ

（ニ）主要な管渠縦断面図（汚水）（縮尺横 1/2,500, 縦 1/100） A4 製本 3 部と電子データ

（ホ）主要な管渠の流量計算書（汚水） A4 製本 3 部と電子データ

（ヘ）処理場施設図

平面図（縮尺 1/1,000 程度） A4 製本 3 部と電子データ

（５） 業務対象項目 別添業務内訳書のとおり

### 3. 下水道法による事業計画検討業務

業務の内容は、下記のとおりとする。

- (1) 単独公共下水道
- (2) 汚水計画のみ
- (3) 面積 約 3 9 0 ha (区域は別添図のとおり)  
大谷処理区 1 2 2 . 9 7 ha、浦富処理区 2 6 7 . 3 2 ha、
- (4) 測量 なし
- (5) 提出図書
  - (イ) 事業計画書 A 4 製本 10 部と電子データ
  - (ロ) 事業計画説明書 A 4 製本 10 部と電子データ
  - (ハ) 下水道計画一般図 (汚水) (縮尺 1/10,000) A 4 製本 3 部と電子データ
  - (ニ) 主要な管渠の区画割施設平面図 (汚水) (縮尺 1/2,500) A 4 製本 3 部と電子データ
  - (ホ) 主要な管渠縦断面図 (汚水) (縮尺横 1/2,500, 縦 1/100) A 4 製本 3 部と電子データ
  - (ヘ) 主要な管渠の流量計算書 (汚水) A 4 製本 3 部と電子データ
  - (ト) 処理場施設図  
平面図 (縮尺 1/1,000 程度) A 4 製本 3 部と電子データ
  - (チ) 下水放流先の状況を明らかにする図面 (縮尺 1/2,500) A 4 製本 3 部と電子データ
  - (リ) その他参考図書  
区画割平面図 (汚水) (縮尺 1/2,500)  
枝線の管渠流量計算書 (汚水)
  - (ヌ) 打合せ議事録
- (6) 業務対象項目 別添業務内訳書のとおり

### 4. 都市計画法による下水道事業認可申請図書作成業務

本業務は、都市計画法事業認可申請に係わる図書の作成を行う。

業務の内容は、下記のとおりとする。

- (1) 単独公共下水道
- (2) 汚水計画のみ
- (3) 面積 約 3 0 6 ha (区域は別添図のとおり)  
大谷処理区 1 0 0 . 3 8 ha
  - ・既計画区域：1 0 0 . 1 7 ha
  - ・拡大区域：その他家屋等 0 . 2 1 ha浦富処理区 2 0 5 . 6 2 ha、
  - ・既計画区域：2 0 2 . 0 2 ha
  - ・拡大区域：その他家屋等 3 . 6 0 ha

(4) 提出図書

- (イ) 申請書 A4 製本 3 部
- (ロ) 計画書 A4 製本 3 部
- (ハ) 事業地を表示する図面 A4 製本 3 部と電子データ
- (ニ) 設計の概要を表示する図面) A4 製本 3 部と電子データ
- (ホ) その他参考図書
- (ヘ) 打合せ議事録

(5) 業務対象項目 別添業務内訳書のとおり

5. その他特記事項

- ・鳥取県污水处理構想、鳥取県污水处理広域化・共同化計画等との整合を図ることに留意する。
- ・下水道法に基づき、新たに必要となる調書、様式等の作成を行う。
- ・既事業計画区域において、必要に応じて区画割施設平面図、流量計算表の修正を行う。
- ・集落排水統合計画に関する確認を行う。
- ・管理技術者と照査技術者については、技術士（上下水道部門－下水道）の有資格者とし、かつ、平成27年度以降に下水道事業における事業計画業務を履行した実績を有すること。また、照査技術者については、漁業集落排水または農業集落排水に関する下水道への統廃合の検討を履行した実績を有する者とする。

以 上